

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年10月17日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第51号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
<u>6 条例別表第1の4の2の項の規則で定める事務は、定期預金等による子育て応援事業の対象となる子に対する給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。</u>	
<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)

附 則

この規則は、令和5年10月20日から施行する。